

道路区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路区域を次のように変更した。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において、一般の縦覧に供する。

平成21年6月5日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区 間	変更 前後別	敷 地 の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	東3-370号線	新潟市東区豊一丁目123番35地先から 新潟市東区豊一丁目1114番2地先まで	前	5.6~6.4	59.4
			後	7.6~7.6	59.4
市道	東3-623号線	新潟市東区河渡庚289番2地先から 新潟市東区河渡庚264番15地先まで	前	5.5~5.5	35.5
			後	6.0~6.0	35.5
市道	東5-139号線	新潟市東区中興野106番1地先から 新潟市東区中興野107番1地先まで	前	8.0~8.0	57.4
			後	8.5~8.5	57.4
市道	東5-150号線	新潟市東区中興野107番1地先から 新潟市東区中興野98番1地先まで	前	3.8~3.8	92.2
			後	4.0~4.0	92.2
市道	東6-166号線	新潟市東区竹尾字前沢626番7地先から 新潟市東区竹尾字前沢673番10地先まで	前	6.4~6.4	32.8
			後	7.7~11.3	32.8